

第1章 計画の概要

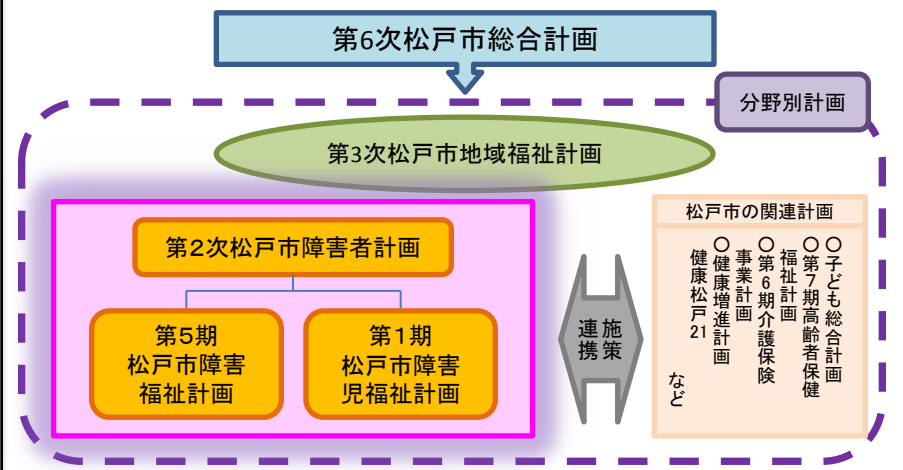
1 計画の趣旨(背景)

- 『障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（通称：障害者総合支援法）』が平成25年4月施行  
 ▽「松戸市障害福祉計画」（障害者総合支援法第88条）  
 国が示す基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保、指定障害福祉サービス等の必要見込み量等を定める
- 改正『児童福祉法』が平成30年4月施行  
 ▽「松戸市障害児福祉計画」（児童福祉法第33条の20）  
 国が示す基本指針に即して、障害児通所支援・障害時相談支援の提供体制の確保、障害児通所支援・障害児相談支援の必要見込み量等を定める

2 障害者施策の経緯

年度	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	
制度・法改正	障害者自立支援法 (H18年4月施行)							障害者総合支援法 (H25年4月施行)								
								障害者虐待防止法 (H24年10月施行)								
															障害者差別解消法 (H28年4月施行)	
								障害者優先調達推進法 (H25年4月施行)								

3 計画の位置づけ



4 計画の理念と将来像

第2次松戸市障害者計画に掲げる基本理念・将来像と同一とする

- 理念  
 「ふれあい・認め合い・支えあい」  
 ー交流を通して、相互に尊重し、共に生きるー
- 将来像  
 「誰もが自分らしく、お互いの存在を認め合い、安心して暮らせるまち」  
 ー障害のある人もない人も“住み続けたいまち・まつど”をめざしてー

5 計画策定にあたっての取組み

- ▽地域自立支援協議会  
 8月 骨子報告  
 2月 計画案説明
- ▽医療的ケア児に関するアンケート調査  
 2～6月 実態調査  
 7～8月 ニーズ調査  
 7～8月 事業所調査
- ▽障害者関係団体のヒアリング  
 9月 ヒアリング実施
- ▽障害者計画推進協議会  
 10月 素案説明・意見聴取  
 11月 計画案報告・確定
- ▽パブリックコメント  
 1～2月 パブリックコメント実施

6 障害者・児の現状

- ▽障害者手帳所持者数の推移（全体）
- ▽障害者手帳所持者の年齢構成（全体）
- ▽サービス支給決定者数の推移（全体）

7 障害者児(18歳未満)の現状

- ▽障害者手帳所持者数の推移（児のみ）
- ▽障害者手帳所持者の年齢構成（児のみ）
- ▽サービス支給決定者数の推移（児のみ）

第2章 サービス・事業の現状・見込量と確保方策

1 実施している障害福祉サービス及び地域生活支援事業

- ▽介護給付：訪問系
- ▽介護給付：施設系
- ▽障害児通所支援
- ▽相談支援
- ▽補装具
- ▽介護給付：日中活動系
- ▽訓練等給付：日中活動系
- ▽障害児入所支援（県事業）
- ▽地域生活支援事業
- ▽自立支援医療

2 サービス別利用状況(28年10月期の実績)

- 各区分で利用の多いサービス
- ▽介護給付 生活介護
- ▽訓練等給付 就労継続支援B型
- ▽障害児通所支援 放課後等デイサービス
- ▽地域生活支援事業 移動支援（社会参加）

3 サービスの利用実績と課題・見込量及びその確保のための方策

- ▽訪問系サービス
- ▽障害児通所支援
- ▽日中活動系サービス
- ▽相談支援事業
- ▽居住系サービス

4 地域生活支援事業(必須事業)の利用実績と課題・見込量及びその確保のための方策

- ▽理解促進・研修啓発事業
- ▽相談支援事業
- ▽成年後見制度法人後見支援事業
- ▽日常生活用具給付等事業
- ▽移動支援事業
- ▽自発的活動支援事業
- ▽成年後見制度利用促進事業
- ▽意思疎通支援事業
- ▽手話奉仕員養成研修事業
- ▽地域活動支援センター事業

5 地域生活支援事業(その他事業)の利用実績と課題・見込量及びその確保のための方策

- ▽福祉ホーム
- ▽更生訓練費給付
- ▽日中一時支援
- ▽自動車運転免許取得助成
- ▽訪問入浴サービス
- ▽知的障害者職親委託
- ▽生活サポート
- ▽自動車改造費助成

第5期松戸市障害福祉計画（案）・第1期松戸市障害児福祉計画（案）

第3章 計画の重点施策

1 国が定める重点施策と成果目標

個別分野の内容等	成果目標の設定・取組み内容
福祉施設入所者の地域生活への移行	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設退所者 平成30～32年度 6人</li> <li>地域生活移行者 平成30～32年度 25人</li> <li>居住の場、日中活動等の場の確保、支援体制の整備</li> </ul>
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置</li> <li>精神障害者の地域生活移行を推進</li> </ul>
地域生活支援拠点等の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画期間内に1箇所設置する方向で検討</li> <li>相談、体験の機会、緊急時の受入・対応、地域の体制づくり等</li> </ul>
福祉施設から一般就労への移行促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>年間移行者数 105人</li> <li>就労移行事業の利用者数 167人</li> <li>就労移行支援事業所ごとの就労移行率 50%</li> <li>就労定着支援による支援開始後1年後の職場定着率 80%</li> </ul>
障害児支援の提供体制の整備等	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童発達支援センター：設置済</li> <li>保育所等訪問支援を利用できる体制：構築済</li> <li>重症心身障害児を支援する児童発達支援事業及び放課後等デイサービス事業：確保済</li> <li>医療的ケア児支援のための、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場：設置済</li> </ul>

2 本市における重点施策

個別分野の内容等	成果目標の設定・取組み内容
障害のある人への理解促進・障害者が安心して生活できる地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>▽障害者差別解消への取組みの推進</li> <li>・対応件数(平成28年度) 17件</li> <li>・市民向け講演会</li> <li>・事業所向け講演会</li> <li>・職員向け研修</li> <li>▽障害者虐待防止の推進</li> <li>・対応件数(平成28年度) 35件</li> <li>・市民向け講演会</li> <li>・事業所向け講演会</li> </ul>
医療的ケア児等支援のための体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>■医療的ケア児をめぐる状況 市内在住80人</li> <li>■松戸市医療的ケア児支援のための連携推進会議 28年11月設置 3回開催</li> <li>■医療的ケア児を支援するサービスの充実(実施済10事業所 実施予定11事業所)</li> <li>■具体的な対応策</li> <li>▽介護職員による医療的ケア実施の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・喀痰吸引等研修受講補助金</li> </ul> </li> <li>▽看護師による医療的ケアの実施の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅医等訪問巡回指導</li> <li>・看護師向け医療的ケア児支援能力向上研修</li> </ul> </li> <li>▽相談支援専門員による医療的ケア児支援の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談支援専門員向け医療的ケア児支援能力向上研修</li> <li>・医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整する相談支援専門員 平成29年度6人 → 平成32年度10人</li> </ul> </li> <li>▽支援事業所増大に向けた働きかけの実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療的ケア児支援に関する情報を幅広く提供</li> </ul> </li> <li>▽普及啓発と連携・交流の推進</li> </ul>
地域共生社会の実現に向けた取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>■基幹型地域包括支援センターの共生窓口への深化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢のみ→高齢、児童、障害</li> </ul> </li> <li>■多分野における相談機関の連携の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域共生相談機関連絡会</li> </ul> </li> <li>■在宅医療・介護連携支援センターにおける多分野対応 <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢のみ→高齢・障害</li> </ul> </li> <li>■地域ケア会議における共生対応の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民として、障害者も参加</li> </ul> </li> <li>■共生型サービス整備の検討の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者と障害児者が同一の事業所でサービス受給</li> </ul> </li> </ul>

第4章 計画の推進に向けて

1 地域自立支援協議会を中心とした相談支援体制の充実

▽地域自立支援協議会は、障害福祉サービスのシステムづくりに中核的役割を果たす

2 計画達成の点検及び評価

▽年度ごとに達成状況を点検  
▽障害者計画推進協議会に進捗状況等の報告  
▽障害者計画推進協議会より計画の意見を聴取